

議案第64号

鹿屋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

鹿屋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月24日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

鹿屋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年鹿屋市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

執行機関	事務
市長	鹿屋市子ども医療費助成に関する条例（平成18年鹿屋市条例第93号）による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
	鹿屋市ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年鹿屋市条例第96号）によるひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年鹿屋市条例第106号）による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	鹿屋市一般住宅条例（平成18年鹿屋市条例第165号）による一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
------	----	--------

市長	鹿屋市子ども医療費助成に関する条例による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	鹿屋市ひとり親家庭医療費助成に関する条例によるひとり親家庭の父又は母及び児童等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で

	定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例による重度心身障害者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

	鹿屋市一般住宅条例による一般住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、マイナンバーカードと健康保険証が一体化した際の個人番号の利用及び特定個人情報の提供について、所要の規定の整備を行いたいので、本案を提出するものである。